特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は工事の区間	工事の種類	工事の完了の日
一般県道白井停車場線	起点　千葉県白井市復字根本山1086番４ 終点　千葉県白井市根字上人塚117番４	道路改築工事	平成25年12月18日
都市計画道路３・３・17号役場白井駅線	千葉県白井市大字根字井戸作及び字笹塚地内	都市計画道路の新設に関する工事	平成25年12月18日
印西町道00―022号線	起点　千葉県印西市大字草深字大清水1527番地 終点　千葉県印西市大字草深字原1927番地	道路改築工事	平成25年12月18日
都市計画道路３・２・28号大清水原線	千葉県印西市大字草深字原地内	都市計画道路の新設に関する工事	平成25年12月18日
都市計画道路３・４・31号大割大門線	千葉県印西市大字滝字大割、字新野、及び字大門地内	都市計画道路の新設に関する工事	平成25年12月18日
本埜村道竜腹寺線	千葉県印西市大字竜腹寺字関所、字天王台及び字天王台西地内	道路の新設に関する工事	平成25年12月18日
一級河川二重川	起点　神崎川への合流点～ 終点　左岸　千葉県白井市大字復字下246番地先　右岸　千葉県船橋市大神保町63番の１地先	河川工事	平成25年12月18日
一級河川法目川	起点　二重川への合流点～ 終点　左岸　千葉県白井市大字復字根木山614番地先　右岸　同市大字復字台631番地先	河川工事	平成25年12月18日
一級河川富ケ沢川	起点　二重川への合流点～ 終点　左岸　千葉県白井市大字復字子持山360番の１地先　右岸　同市大字復字中峠349番地先	河川工事	平成25年12月18日
一級河川七次川	起点　神崎川への合流点～ 終点　千葉県白井市大字根字離山1211番地先の防災調節池	河川工事	平成25年12月18日
一級河川師戸川	起点　西印旛沼への流入点～ 終点　左岸　千葉県印西市大字草深字箕輪626番の１地先　右岸　同市大字草深同字627番の１地先	河川工事	平成25年12月18日
一級河川野口川	起点　神崎川への合流点～ 終点　左岸　千葉県白井市大字木字野口51番地先　右岸　同市大字根字戸崎1582番の２地先	河川工事	平成25年12月18日

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第57号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成25年11月29日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成25年12月18日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1、承認番号　第H1312号

2、名称　VEGA TECHNOLOGIES INC.

3、住所　Yang Wu District, Da Lang Town, Dong Guan City, Guang Dong Province, China

4、特定計量器の種類　抵抗体温計

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　奈良弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　村嶋　修三

登録番号　13949

事務所　奈良県奈良市内侍原町６　奈良県林業会館２階22　村嶋法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年11月７日

平成25年11月29日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　京都弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　安田　健介

登録番号　13013

事務所　京都府宇治市伊勢田町名木２―１―143

3　処分の内容　業務停止２年

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年11月15日

平成25年11月29日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　半田　　基

登録番号　30404

事務所　東京都千代田区一番町13―12日興ロイヤルパレス一番町第二502　東亜総合法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年11月25日

平成25年12月２日　　日本弁護士連合会

会社その他の公告

解散公告

当法人は、平成二十五年五月十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

札幌市豊平区西岡三条一丁目一番一一号

特定非営利活動法人まごのて

清算人　高田ひとみ

解散公告

当社は、平成二十五年十一月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田一五〇番地八〇

株式会社エムズファクトリー

代表清算人　後藤　了亀